

## 第2回プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会 議事録

日時：令和7年10月9日(木)16:00-18:00  
会場：経済産業省会議室・オンライン

○事務局 ただいまより、「第2回プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」を開催させていただきます。本日はご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、経済産業省資源循環経済課の岡田と申します。本件の討議会は、前回と同様に経済産業省、環境省と合同開催となっております。これより本会のご参加の皆様を紹介させていただきます。

座長の東海大学教授、細田様。副座長の東北大学教授、吉岡様。プラスチックサーキュラーエコノミー推進協会、三井様、日本製鉄株式会社、松本様、プラスチック包装リサイクル推進協議会、岡野様、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス、柳田様。また、本日ウェブ参加の公益財団法人全国都市清掃会議、金澤様。以上の7名とさせていただきます。また、前回ご参加いただいた三菱ケミカルグループ株式会社の三田様は、本日は欠席となっております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。議事に入る前に、本日の進行についてご説明させていただきます。

本日は前回と同様、対面とウェブのハイブリッド形式となっております。会議の皆様におかれましては、ご発言の際は、お手元のネームプレートを立てて、お知らせいただければと思っております。ウェブ参加の金澤様におかれましては、挙手ボタンを押して、お知らせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ち、お手元のiPadに格納されております資料のご確認をお願いできればと思います。資料1から3の3点にありますが、過不足等ございましたら、ここでお知らせいただければと思います。

今回、本検討会につきましては、YouTubeの環境省環境再生資源循環局公式動画チャンネルにて、ライブ配信しております。また、議事の記録のため、録音、録画をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。以降の進行については、細田座長にお渡しいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○細田座長 はい、細田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、時間の制約がございますので、早速、議事に入らせていただきます。事務局の経済産業省の方から資料の説明をよろしくお願ひ申し上げます。

○経済産業省 資源循環経済課長(以下、資源循環経済課長) 経済産業省の三牧です。事務局の方から資料の説明をさせていただきます。今回は、まず前回の復習というところで、本検討会の位置づけと、前回の意見のサマリーをご説明させていただければと思います。

第1回の検討会の議論ですけれども、ここに書いてある3つの課題に対して、どういう制度の在り方があるのかというところを幅広くご意見いただきました。

1つ目は、事業者の成長機会の阻害というところで、市町村からの申し込み量に対して、実際の再生処理業者の処理能力が逼迫していること、それについては安定枠という全事業者に割り振られる枠があるというところが、更なる成長を目指すインセンティブにつながっていないのではないかというのが、1つの要因として考えられるのではないかと。もう1つは、価格に対して厳しい上限価格がかけられているというところで、社会変化に対応した適切な処理費用化が払われていないことに起因して、人員が配置できず、結果的に稼働率が低下しているのではないかというところを役所側から仮説として挙げさせていただきました。これに対しては、前回もご意見いただいたところでございます。

また、現在、品質の維持向上を図るために採用されている総合的評価方式については、新しく入って

くる企業を含めて一定の品質確保につながった一方で、同方式を落札可能量の方に反映させることを行っていることが、結果として、競争を阻害しているのではないかというところを要因として挙げさせていただきました。

2つ目の課題は、分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率ということで、プラスチックのリサイクル率は種類別に見ると、PEやPPのように高い水準の素材もある一方で、PSやPETなどについてはリサイクルに回るものが大体25%とか3%というところで、大部分が残渣として処理されている。こういうところをもう少し上げていく必要があるのではないか。今は、材料リサイクル同士のジョイントグループというが認められているが、ケミカルリサイクルと材料リサイクルのジョイントは認められていないため、この幅を広げていくことも大事じゃないかというところで提示をさせていただいております。

3つ目の利用用途について、どちらかというとパレットとか植木鉢などへの活用に留まっていて、水平リサイクルという形で容器包装プラスチックに戻ったり、他の分野での高度な利用がなかなか進んでいないことについて、制度の見直しでアプローチしていきたい課題として、前回挙げさせていただきました。

前回は、非常に幅広くご意見をいただきまして、そもそも全体のサーキュラーエコノミーを進めるにあたり、この今回の制度の見直しをどう考えるのか、併せて制度の見直しでタイムスパンがいるのではないかと。短期的にできることもあれば、中長期で後押しする必要のある施策も考えないといけないというようなご指摘もいただきました。

それぞれの制度についてですが、先ほど申し上げましたように、総合的評価方式は一定程度、質の維持にはつながったのではないかという一方で、落札の可能量などに反映させることは、競争環境への悪影響もあったのではないかと。ただし、これをなくしてしまうと、やはり事業者によってバラツキがあるので、総合的評価方式自体は維持するものの、材料リサイクル事業者の処理能力を最大限活用する方式に総合的評価方式を使っていくべきではないかという方向で提示しています。この後、詳細についてはご説明させていただきます。

安定枠については、安定した仕事を請け負えるという点では意味があったというところでございますが、結果的に競争環境にはどちらかというとマイナスの方に影響しているのではないか、これを廃止してこの枠の割合自体を少し新しい形で考えた方がいいのではないかと。これもまた詳細については、後ほどご説明させていただきます。

処理費用に関する上限設定については、足元の物価高騰等を踏まえると、厳しい上限価格になっているので、適正な上限価格のあり方というのを考えるというところで、今回の見直しを検討したいと思っております。後ほどご説明させていただきます。

リサイクル率に対して、ケミカルリサイクルと材料リサイクルのジョイントのグループを認めることで、様々な手法でリサイクルを請け負えるのではないかと。ただし、どういうやり方でやるかは十分に考える必要があるのではないかという意見でした。

最後の動静脈連携については、水平リサイクルなどの高度な再商品化を進めていくことが大事であることは、全体的には皆様の意見としては合致したと思っております。ただ、総合的評価の項目とユーザーのニーズなどが合っていない点を加味し、短期的にすぐ導入するよりは、その在り方なども含めて十分に議論した上で導入を検討した方がいいのではないかというご意見だったと思います。制度の創設については、我々としても考えていきたいと思っているが、来年度から導入という形になるかどうかを含めて、中長期に考えていきたいなと思っております。後ほどご説明させていただきます。

全体として、ただ今説明したことを1枚のスライドにまとめさせていただきました。基本的には、やはり収集量と処理能力が切迫していることに十分に対応していくことがまず一番大事です。合わせて社会変化に対応した適切な再商品化費用をリサイクルの事業者が受け取れる環境を作っていくことが必要だと

考えています。また、足元で終わるだけではなく、その結果として再商品化の量と質を拡大していくこと、まさに再生プラとして使う質と量を高めることへつなげていくことを目的としまして、今回、プラスチック製容器包装と分別収集物の入札制度の見直しを政府として進めさせていただければと思っております。

背景については、皆様と前回議論しましたが、短期的な課題は処理能力の切迫、物価高騰へ対応した請負価格などを考えていく必要があると思います。一方で、中長期的な課題は申し上げましたが、高度な品質の再生プラスチックの供給網を全体で作っていくことを目的としたいと思っております。

先ほどご指摘がありましたが、足元ですぐできることと、少し時間をかけて導入検討するところがあると思っています。足元では、令和 8 年度から取り組みたい課題として、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠を含めて最大限活用する方式を目指していくという形で制度を見直すことです。具体的には、総合的評価方式の見直しを挙げており、落札可能量とのリンクをどのように扱うかを含みます。また、安定枠を廃止して材料リサイクル優先枠を一本化したいと思っております。材料リサイクル優先枠と一般枠について、材料リサイクル優先枠の競争が激しくなると、一般枠のほうでなかなか競争が起きないというところで、提案としましては、材料リサイクル優先枠での最大落札可能量は処理能力の 70%として、残り 30%は一般枠の方に回すことで、その結果、落札可能量を 100%活用できるような仕組みとして仮説を作っております。合わせて、令和 8 年度につきましては、総合的評価方式の評価項目については、材料リサイクル優先枠の参加要件として活用していくところで、そこに参加するためには評価項目をしっかりと満たしてもらうことで、しっかりと参入事業者の質の確保には活用していきたいと思っております。

令和 9 年度以降は、こうした入札の結果も踏まえながら、評価項目の内容も含めて柔軟に検討していくべきだと思っております。こうした競争を促していくような見直しの方向性と合わせて、厳格な上限価格を適切な上限価格に改めたいと思っております。また、令和 9 年度以降は、先ほど申し上げた材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントでの入札を可能とするというところを我々としては進めたいと思っております。これも少し時間をかけて、令和 9 年度以降で導入できればと思っております。合わせて、ユーザーのニーズに合わせた再生材利用の高度化を進めるために、動静脈連携枠を令和 9 年度に創設したいと思っております。まずは数%から始め、段階的に最大 20%というところまで、少しづつ拡大していくような形で試験的に進めていければと思っております。この枠は、材料リサイクル優先枠と一般枠から等分で捻出していくことを我々としては現状考えております。引き続き検討を進めていきますので、また関係者の皆様も含めて運用開始まで、意見交換しながら進めていければと思っております。

ご指摘にもありました、サーキュラーエコノミーとか再生プラなど、今回のリサイクルの制度の見直しの全体の中での位置づけについて、制度の整理表にて示します。容器包装は、プラスチックの中でもウェイトとしては当然かなりの割合を占めておりますし、この入札制度は自治体も含めて関係者が非常に多い分野であること、我々として今後目指していく動脈と静脈の連携をしっかりと促していくこと、サーキュラーエコノミーの各分野の取組の中でも、トップランナーとして先行的にこの領域を今後の再生プラの活用につながるような仕組みに変えていくことなどの意図がある。我々もこれから十分に経験を積みながら、より施策を磨いていかないといけない。業界の皆様と意見交換しながら、この入札の仕組みの改善に取り組みつつ、うまくいけば他の取組にもその考え方や仕組みを広げていければと思っております。

見直しの方向性について、課題と取組を簡単に説明させていただきました。事業者の成長機会の拡大に関わる量や質の観点がありますが、安定枠の廃止、総合的評価方式の見直しも足元ですぐできると思っております。評価項目については、中長期で見直しができればと思っております。また、価格については、上限価格の見直しを今年準備し、来年度から実施していくことを思っております。令和 9 年度

以降の中長期の取組としては、リサイクル率の上昇や再商品化製品の利用用途を高度化していくことに加え、先ほど申し上げた材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントの枠組みの創設や、動静脈連携枠の創設を進めていきたいと思いますので、引き続き意見交換等をさせていただければと思っております。

令和 8 年度と言いながらも、入札開始がもう 12 月末に迫っているため、短期的な取組については可能であれば、本日の検討会を通して、一定の結論が出せればと思っておりますので、この後ご意見をいただければと思っております。それでは、各々の見直しについて詳細をご説明させていただきます。

まずは、短期的視点というところで、令和 8 年度にリサイクル事業者の成長機会の確保に向けて取り組む内容についてご説明させていただきます。

量の観点について、総合的評価方式が落札の可能量などの制限につながっているというのは、競争環境にとってはよろしくないのではないかというご意見だったり、安定枠も安定した仕事の確保という意味ではよいが、安定枠以上に量を確保し、より自分たちのビジネスを大きくしていくというインセンティブに対しては、マイナスの影響があるんじゃないかとのご意見も頂いております。それを踏まえ、我々の取組を具体的に書かせていただいております。安定枠の廃止について、事務局の方で直近の入札落札の結果を基にシミュレーションしたところ、これを取り組むことで落札価格が変に上がったりすることにはならない結果となった。当然、落札価格が増加したり、減少する事業者は一定程度出てきますが、極端な落札価格の変動にはならないのではないかというところを踏まえ、安定枠の廃止を進めさせていただこうと思っております。あわせて、総合的評価方式の見直しについても、材料リサイクル事業者の処理能力を最大限活用する意図で、評価点を最大落札可能量の圧縮には使用しないというところを令和 8 年度から始めさせていただければと思っております。

令和 9 年度以降は、評価項目を含めて、総合的評価方式の制度自体を見直していく想定ですが、落札可能量の圧縮には使わないという点は継続していきたいと思っております。材料リサイクル優先枠での落札可能量の調整という項目については、先ほど申し上げた材料リサイクル優先枠だけで全ての落札可能量を使ってしまうと、あまり競争が起きない可能性があるというところで、我々の一案ですけれども、材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の 70% としてはいかがかなと思っております。以上が量の観点での見直しになります。

質の観点について、こちらが総合的評価方式のあり方というところになってくると思います。令和 9 年度以降の議論が主にはなってきますが、まずは総合的評価方式の見直しをして、先ほど申し上げたとおり、落札可能量の圧縮には使わないが、基本的にはこれは参加要件としては引き続き維持することで、参入事業者の質はしっかりと確保していくと考えています。令和 9 年度以降は、評価項目について引き続き検討させていただければと思っております。

価格の観点について、上限価格のところ、これは非常にシンプルでございますけれども、社会変化に対応した適切な価格の実現に向けて、厳格な上限価格については見直しを検討したいと思っております。どれが一番参考になる物価上昇のデータとなるかと悩ましいところであったが。企業物価指数と平均の落札価格を比較している。適切な上限価格のどういう値か、こういった全般的な物価上昇を全部飲み込める結果かといったところは議論する必要があるが、今に比べればもう少し厳格ではない形で価格を設定できると思っております。

次は、中長期的な視点の方ですね。令和 9 年度以降、主な見直しの内容のご説明をさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、材料リサイクル同士のジョイントグループの入札というのはできますが、ケミカルリサイクルと材料リサイクルのジョイントができないということで、これも認めていくことでリサイクルの手法の幅が広がり、それによって、より適正な落札価格の実現につながるのではないかということ

ろで、基本的には材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイント入札については、認める方向で我々としては進めたいと思っております。制度運用の中でどのような計算や仕組みにするかは、もう少し検討が必要というところで、令和9年度以降で、そうした取組については導入させていただければと思っております。

再商品化製品の利用をどう高度化していくという点については、新しい仕組みにはなりますけれども、再生材利用の高度化を図るために、動脈のユーザー、静脈のリサイクル事業者と再商品化事業者が組んで取り組むというような動脈連携枠を創設してはどうかと考えております。先ほど申し上げたとおり、数%から始めて、徐々に拡大していく形で進めていきたいと思っております。仕組みについては、今後の検討事項として示していますが、基本的には、材料リサイクルやケミカルリサイクルを問わず、特定事業者ないしは今回5月に改正させていただいた資源有効利用促進法に基づく再生利用義務対象者が利用する再生材供給事業を対象とすることを考えております。ユーザーのニーズに合わせて提供、安定供給しなきゃいけないというところで、必要に応じて複数年で供給する安定した資源の確保ということを認めたいと思っております。あわせて、特定事業者はこの動静脈連携枠を活用することで再商品化委託費を減免していくこと、当該再生材の利用分を減免する等のインセンティブも検討できればと思っております。したがって、落札の順番としては、動静脈連携枠、材料リサイクル優先枠、一般枠という順番になってくると思っております。

日本容器包装リサイクル協会からの意見をいただいておりますので、私の方から読み上げさせていただきます。

「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しに関する意見。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しに関する意見、2025年10月9日、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。循環経済の実現に向け、資源有効利用促進法及びGX推進法が改正されるなど、国をあげての取組が進む中、今般の検討会における取組は誠に時宜を得たものであり、検討会メンバー各位並びに環境省、経済産業省の皆様には心より敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

容器包装リサイクル法の完全施行から25年が経過し、当協会では2023年度からプラスチック資源循環促進法に基づき、新たにプラスチック製品のリサイクルを開始したところですが、さらに本検討会における見直しに関する検討は、当協会の事業を強力に後押ししていただけるものと受け止めております。

容リ制度の運用実務を担う事務局として、基本的な考えを次の通り4点申し上げます。1点目、入札における動静脈連携枠の新設には賛同いたしますが、同枠へのインセンティブの原資については慎重な検討を要望します。2点目、これら見直しに基づく制度の具体的な運用については、詳細設計、諸規程・ガイドライン等の整備、システム改修、内容の周知など、その準備に相応の時間を要します。したがって、運用の開始時期につきましては、運用事項の内容と実情に応じ、適切かつ柔軟な時期を検討いただきたいと存じます。3点目、制度変更に伴い、協会システムの改修経費が発生しますが、協会のみが負担することは、その費用を拠出する特定事業者の理解が得難いと思われますので、相応の配慮をいただきたいと考えます。4点目、本見直しにあたっては、正しく義務を履行している特定事業者のみがその負担をするのではなく、一層の資源循環を促進するためにも、国による抜本的な乗り事業者対策を並行して実施していただくことが重要と考えております。なお、見直しの具体的詳細項目に関する意見につきましては、次ページをご参照いただければ幸いです。」

次ページにつきましても、それぞれの我々の見直しについて、詳細なご意見をいただいております。こちらは時間の関係で割愛させていただきますけれども、基本的には制度の見直しについては、賛同い

ただけるとのご意見でございます。ただし、実際に進めていく上で、ご苦労もあるというところで、政府事務局としても、その辺をしっかりと意見交換をしながら進めていければと思っております。

最後にまとめの再掲となります。詳細はご説明させていただきましたとおりです。前回の様々なご意見をなるべくまとめ、受け入れるように、我々としても理解を深めまして、その上でこちらの検討案を作らせていただいております。これに対して、忌憚なきご意見をいただければと思いますので、何卒よろしくお願ひします。私からは以上になります。ありがとうございました。

○細田座長 容り協に意見等聴取していただいて、それなりの問題点も指摘されており、今後我々が課題をクリアするのに非常に有効だったのではないかと思いました。ご苦労さまでございました。

○細田座長 それではただいまから自由討議に入らせていただきます。まず、先ほど説明のありました入札制度の課題 2 ポツの「短期的視点」、「再商品化事業者の成長機会の確保」に向けて、ここを重点的に議論したいと思いますので、皆さんからご意見をいただければと思います。

ご意見のある方はネームプレートを立てていただき、ウェブ参加の方は挙手ボタンでお知らせいただければ、順次指名させていただきます。それではよろしくお願ひ申し上げます。いかがでございましょう。

それでは岡野委員。口火を切っていただいて、ありがとうございます、よろしくお願ひします。

○岡野委員 ありがとうございます。丁寧な説明で感謝申し上げます。まず今、細田先生からありました、最初の短期的視点のところなのですけれども、量であったり質であったり価格であったりと、それぞれ前回提示された課題に対する解決策の提案としては、それぞれ 1 つずつは理解できるかなというふうに考えてございます。ただ、ちょっと不安なのは、これらを急いで進めることができない、本当にその先にある資源循環社会の転換というところにつながっていくのかなど。今ある足元の課題解決としては理解できるものの、もしかしたら逆行するものが 1 つ2つ入ってないかということ。そこの検証が若干必要かなという風に思いました。

品質のところは、入り口の説明、それから解決策の追加、それから副作用として想像されることも概ね理解できるように思いますが、量のところとか、それから価格のところって 1 つ間違うと、むしろ事業者さんが減っちゃって、最終的に量が、入り口が増えないとか、量拡大なくして価格が上がってしまうと、特定事業者の負担が増えてしまうとか、ちょっとケースによっては副作用が望ましくない方向に動いて、結果、資源循環社会の転換に対して逆行しないかという不安を若干感じてしまったのですが、いかがでございましょうか。

○細田座長 はい、ありがとうございます。一通り、ご質問ご意見承ってから、経産省・環境省にお答えいただきたいと思います。いかがでございましょう。それでは、柳田委員、お願ひします。

○柳田委員 私も現状の課題の解決策ということで、基本的には安定枠の廃止だと総合評価の取り扱いという部分には賛成でございます。ただ、全く岡野さんと一緒にすれども、このあたりの中長期のところに、どういう風につなげていくかというところがすごく重要な重要な問題だと思いました。

すごく独立的な施策となってしまうと、うまく資源循環側に繋がっていない懸念はないのか、ちょっとやってみないとわからない部分もあるのかもしれないですけれども、そのところを少しその辺のロードマップというか、どこにつなげていくのかという感じの設計があるといいな、というふうに拝見していて思いました。

○細田座長 ありがとうございます。前回私も指摘させていただきましたけど、短期と中長期つながっているわけですね。間違えちゃうと、その先の経路が違ってしまうと、まさにおっしゃ通りとなりますので、それはまた議論させていただきたいですし、環境省・経済産業省の方から説明いただきたいと思います。

それでは三井委員お願ひします。

○三井委員 はい、ありがとうございます。非常に丁寧な説明ありがとうございました。私からは確認ということで、2点ほど。1点目はですね、令和8年度以降の、いわゆる材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%にすると明記されているのですけれども、私の認識が間違いないか確認させてもらいたいのですけれども、いわゆる許可状の処理能力があって、それに0.9をかけたのが、いわゆる各社の査定能力と、こういう風に現在決められていて、その70%を処理能力といい、その70%を優先枠での落札可能量という計算でいいのかというのが1点目でございます。

もう1点は、質のところで、総合評価ということで、今現在、塩素濃度・主成分濃度・異物・吸湿率・臭気の強さで、これが参加要件としてということで書かれているのですけど、現在これがある点数に未達であれば、材料リサイクルの方であっても優先枠ではなくて、一般枠の方の入札であると。これはスライドして、そういう形の考え方でいいかという、この2点でございます、以上です。

○細田座長 はい、どうもありがとうございました。それでは松本委員。

○松本委員 順番通りになってきたようですので、順番に私からもコメントさせていただきます。丁寧なご説明ありがとうございました。私にとっては、今回のお話は非常に分かりやすくてですね、短期的な対応としてこういうことをやろうということは理解しているつもりです。先ほどあったように、どう繋げていくかというの、確かに課題かなと思っていました。

加えてですね、ちょっと気になったのが1つあって、それはあの容りからの要望の中にですね、システムを作るのに時間がかかる・費用がかかるとかいう話を、この令和8年の入札に間に合わせるっていうことが、今本当にできるのかという風にちょっと感じました。もうそれはすでに実は検討されていて、問題ないでと言ふんであれば、そうお答えいただきたいですし、それが難しいような話であれば、先ほどの将来的なところに繋げるという話も含めて、もう少し時間をかけて議論すべきことなのかな、という気もちよつとしましたので教えていただければと思います。

○細田座長 はい、ありがとうございました。それでは吉岡委員。

○吉岡副座長 どうもありがとうございます。基本的にご提示いただいた方向性は、今後のサーキュラーエコノミーといいますか、そういうところに向かって一定の方向性を向いている提案だと理解しております。

それで、先ほど質の観点は別として、量と価格の課題点というところが、中長期的なところとどう結びつくのかというときにですね、例えば中長期のところで、リサイクル率の向上と量の関係性においては、恐らく量の観点のところが相当大きなウェイトを占めるのではないかなと思っています。

その際に、ここで言っているリサイクル率の定義について、何を以てリサイクル率と言っているのかは大事なポイントと思っています。このリサイクル率についての考え方について、短期と長期の結びつきがどうなっているのかというところについてお聞きしたいというところでございます。

あと、動静脈連携について中長期の方で意識したときに、短期における動静脈連携での質と量と価格についての視点をどのように考えているか、もし現時点でお答えいただいたところがあれば、お答えいただければと思います。

○細田座長 はい、ありがとうございます。一通り承りましたけど、大変失礼しました、金澤さんお願いします。

○金澤委員 はい、ありがとうございます。私からは、丁寧にいろいろとご検討いただいているということについて、本当に感謝しているのですが、今後、一般市民の方が分別をしっかりと行って、分別率の向上を図り、リサイクルの質と量を高めるためにも残渣率というものがいつも課題になっております。特にプラスチックの残渣率は非常に高いという中で、今回の議論で、材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントの枠組み創設について議論がされているということは、今後大いに期待できるところというところ

だと思っております。残渣率が少なくなつて、リサイクル率の向上につながれば、普及啓発の面でも、市民の皆さんに分別していただくといった面でも、大きく飛躍的に伸びていくんじやないかと期待されますので、どうぞよろしくお願ひします。

○細田座長 はい、ありがとうございました。これで一通り承りましたけど、今日ご欠席の三田委員から、書面で第2回プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会に向けたコメントを頂戴しておりますので、私がここで読ませていただきます。

本日は、海外出張のため、欠席することをお詫び申し上げます。本来は、出席して申し上げるべきところを代読の形で恐縮ですが、何点か意見を述べさせていただきます。

#### 1. プラスチック資源循環の全体像の中での検討。

第1回検討会でも申し上げましたが、リサイクルを促進するためには、バリューチェーン全体を見渡した政策対応が必要と考えます。リサイクルを行う立場では、入札は原料調達の部分にすぎず、その前の分別・排出・収集・リサイクルのプロセスにおけるコスト低減・技術開発・再商品化・製品の活用・販売全般についての政策が必要です。

資料8ページでは、そのような全体像を整理していただいた上で、今回の検討を位置づけており、感謝を申し上げます。特に、再生材の活用が進むためには、出口、すなわち再生材を高く評価して、経済的に成り立たせる市場の創造拡大が不可欠です。

今回の入札とは別とは理解していますが、この資料にもあるように、再商品化率の向上、再商品化製品のさらなる有効活用のほか、調達インセンティブや、再生材の品質、規格などについても、政策措置を講じていただきたいと思います。

また、容器リサイクル法にかかわらず、多くの個別法がある中、異なる基準が乱立するような事態にならないよう、一貫した政策対応をお願いします。

#### 2. 短期的課題について

1.について検討は今後も行われること前提で、今回示された量・質・価格の観点からの見直しに賛同いたします。まだ、発展段階にあるリサイクルについて、健全な競争に基づく事業者の成長機会を確保していくことが重要であり、またこれが社会及び消費者におけるリサイクルへの需要を高めていくためにも有効と考えます。

また、総合評価方式については、提案にある通り、量や価格のコントロールではなく、最低限の質を担保するためのものと位置づけるべきと考えます。なお、リサイクルにおいては、地域資源循環の観点が極めて重要であり、これを総合評価に反映するのか、どのような制度設定に応じていくのかは、中長期課題として取り組むべきと考えます。

#### 3. 中長期課題について。

##### (1) リサイクル率の向上、ジョイントグループ制度について。

今回提示されたリサイクル率の向上、需要と供給のマッチング、ニーズに応じた質の担保は、どれも極めて重要な課題と認識します。リサイクル率を向上し、再生材の拡大を図るために、適当なリサイクル手法を組み合わせていく必要があります。当社も材料リサイクルとケミカルリサイクルを顧客のニーズ、対応する手法の技術、経済性などを踏まえながら、適切に組み合わせて対応しています。したがって、このようなジョイントグループを、入札制度における対応の1つとして検討すべきと思います。

一方で、やはり顧客が、消費者が需要して、経済的に市場が成り立つことが必要であり、この点も踏まえて、現実的に成り立っていくような制度設計を今後検討していく必要があると考えます。

##### (2) 動静脈連携について

再生材の拡大が社会的課題になり、需要家において、水平リサイクルなどの質の高いリサイクルへ

の関心が高まる中、これに対応できるような供給の確保とそのための市場創造拡大が必要になると考えます。今回の動静脈企業連携は、このような高品質製品の製造のための入札面からの取組として高く評価します。

一方で、ケミカルリサイクルなど、このような質の高いリサイクルは、非常に技術がまだ成長途上にあることから、提案にあるように、段階的に拡大していくとともに、高品質製品の転移などの詳細について、実態を踏まえ検討していくことが重要だと思います。以上です。

○細田座長 はい、それでですね、一巡しました。私の方から、何点か述べさせていただきます。

全体として、短期的課題・長期的課題を分けて、時間軸を通して、問題点を整理していただき、課題の克服について具体案を示されたということで、私は方向性としては、概ねこれでよろしいのではないかと思います。

ただ、三田委員のコメントにもあったと思います。他の委員のコメントにもあったと思いますけど、入札制度が12月に入札が始まるということで、この従来の方式で考えていただいた再生事業者の方々に混乱が起きないような措置があるべきだと思います。あまり従来型と劇変してしまと、多分そんなことはないとは思いますが、いろいろな混乱が生じるので、その辺のご配慮は是非必要かなと思います。

それから、先ほどどなたか委員の意見にもありました通り、短期の措置が中長期にも必ず影響していくと思うので、その一貫性、つまり今短期的に慌ててやって将来を縛ってしまわないように、やはりその辺は柔軟性を担保することが大事ではないかと思います。以上でございます。

それでは、今何点かあの質問もございました。コメントも多くあったと思いますけど、経済産業省・環境省の方からご回答いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○経済産業省 資源循環経済課長 まず私の方からお答えさせていただきます。

答えやすいところで、三井委員いただいたところですね。70%がどういうものかというのですが、許可状の処理能力に0.9をかけた査定値の70%ということで今考えております。

2つ目は、総合的評価方式の使い方についても、未達の方については、一般枠は入札可能ということです今考えております。

次に、吉岡先生から質問のあったリサイクル率をどういう定義で考えているのか、という質問ですが、金澤委員のご発言にもありましたが、基本的には残渣として捨てられているものになるべく多く、まず量としてはリサイクルに回したいと。我々としてはリサイクルのやり方についても高度化していきたいというところで、その辺は先に質を取るのか量を取るのか悩ましいとは思っておりますけど、まずは先ほど申し上げたPETとか一部非常にリサイクル率が低いものが多いので、そういうところはまずは引き上げていきたいなと考えております。

あと令和8年度からできるのかというと、これは今ある程度意見交換する中で、このタイミングである程度固まれば、令和8年度の改正についてはこの短期的な視点の内容については対応できるものと考えて、意見交換して、我々は把握しています。実際にその点はもう一回しっかり容り協会の方ともしっかり議論したいと思っております。

あと、皆さんからご意見いただきました、量とか価格の副作用のリスクがあるんじゃないかなというところで、先ほどもちょっとシミュレーションみたいな話もありましたし、元々ですねこの安定枠の意味合いとしての厳格な上限価格というのがなかったときは、むしろ結構価格が下がってきたりしていた状況ではあるので、急に価格だけ上がって量が追いついてこないとかですね、そういうことはなかなか起きないじゃないかと思いつつも、我々としては、今回先ほど申し上げた、令和9年度からは動静脈の連携の枠も入れるので、この枠の、制度の中としては、動静脈の枠を最大20%ぐらいまで広げていって、まず最初に開札するというところで、やっぱりそういう取組をしていかないとですね、なかなか本当に自分たちの仕事

量を確保できないという形にはしていくことで、最低限この制度の中ではそういう流しをしていこうかなと思っているのですけれども、一方でこの制度だけで動静脈連携とかですね、そういう取組が進むとも考えていませんので、例えば、その他の CPs の取組の中でマッチングをしっかりとやっていくとか、我々の補助事業の中でもそういう事業に対して積極的に支援するとか、その辺はここの入札制度の議論の中だけというよりは、全体のパッケージで我々もしっかりと整理したいと思いますので、またその上で意見交換させていただければと思っております。

また、細田座長からいただいた、混乱が起きないようにというところは、周知についてはしっかりとやつていきたいと思うのですが、その辺りは現場の方からもちょっと対応できるのか、できないのか、この辺は、しっかりと容り協会とかの意見を聞いて、それを本当にもう無理ですというのですね、押し通してやるというのは、さすがに政府としてやっていいのかという話でもあるので、ちょっとそこは精査したいと思います。

柔軟性担保のところもですね、あんまり制度を毎年変えたりすると、あれではあると思うんですけれども、そこはまさに国際情勢ともいろいろ変わっていく中で、入札の状況とか我々も完全に読み切れないところはあるので、そこはまた環境省さんとも議論をしながら、適切な対応というのは今後も制度を一回変えたら、もうそれで終了というよりは、引き続きそれが運用の段階でどうなっているのかも含めて、しっかりと考えていくたいと思っています。自分からは以上となります。

○細田座長 環境省の方からお願いします。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 はい、ありがとうございます。

まず、今回の短期的な措置が将来的な資源循環にどうつながっているかという点についてですけれども、今回短期的にいくつかありますけれども、現状の上限価格の運用の中では、なかなか投資に回せるだけの余力がないという声をいただいておりまして、そこの価格が適正になっていくと、より質を上げていくとかいったことへのチャレンジ等が進んでいくのかなという風にも考えております。また、今回、安定枠の廃止ということではあるのですけれども、優先枠があくまでその能力の 70% ということで、30% は一般枠で勝負できるということあります。これまで上限価格を上回ってしまうと、一般枠の入札もできない。なので、余っていれば指名競争で取るというのは出来るのですけど、余ってないともうそこでその年は終了ということに制度としてはなってしまう、というのがあります。そういうリスクも今回の措置によってある程度は緩和される、材料リサイクラーとしては、入札のリスクを分散できるということも言えるのではないかという風に思っています。そういう中で、リスクを落としながら質を上げていくというチャレンジを行っていただきたいなという風に思っております。

座長からございました、すでに準備をしていた事業者に影響はないかという点についてですけれども、上限価格の見直しや安定枠の廃止というのはどの施設にいくらで入れるかという、今後行われる入札のところに影響してくるような話でございまして、一方で総合評価のあり方を見直していくという観点については、もう実際今年度の登録は終わっていて、総合評価もされているという状況での見直しになるというところが 1 つ影響としてはあるのかなという風には思うのですけども、そこはいわゆる優先枠の登録参加要件としての最低ラインをクリアする点数という意味で、その運用自体は今年も変わらず、項目も基準も変わらずにやっていくということなので、そこは影響ないかなと思います。影響あるのは、落札可数量とは紐付けないといったところなので、落札可数量いっぱい取りたいと思って品質を頑張って上げてきた事業者がいたら、その人にとっては、意味のない行為になってしまという懸念があるのかなと思います。今回参考でお付けさせていただいている、28 ページの総合評価方式における評価結果の傾向というグラフがございまして、こちらの平均点は、全体としては右肩上がりではあるのですが、直近の令和 6 年度でいうと、ちょっと下がってまして、近年でいうと横ばいになっているということから、一般的な傾向

としては、この評価点を特に直近で頑張って高く取るための工夫をしているというような傾向は見られないということだと思いますので、そこまで影響としては出ないんじゃないかという風に思っております。ここはしっかり引き続き丁寧にリサイクラーの皆さんの意見を聞きながらだと思うのですけども、現状としてはそういう考えであります。

○細田座長 ありがとうございました。理解できました。その辺は、慎重には慎重に、要点を押さえてデュープロセスを踏んでやっていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

はい、それではまだ時間もございますので、第2ラウンドに参りたいと思いますが、いかがでございましょう。岡野委員どうぞ。

○岡野委員 常に口火で申し訳ありません。

○細田座長 ありがたい。

○岡野委員 金子さんご説明ありがとうございました。今まで廃棄物をどんどん減らしていく目的で、いかにこれを有効利用するかという観点で、コストなり、いろいろご努力されてたりサイクラーさんのところに対して、先般三井委員のほうから、切のお願いがあったのは重々承知しているのですけれども、今後循環利用ということを本気で考えていくことを踏まえると、自由競争の中に売るものが出てくるんですね。さらに、今まで以上に。そのところで、そういう新しい、高い品質のものにチャレンジしていくものを促したいということ、ここは大賛成です。ただ、それが本当にその上限価格の撤廃とかだけで促せるのかというところが引っかかるって、そうではなくて、むしろ場合によっては、その評価方式などを高いレイヤーを目指す方々と、やっぱり従来のところでの精度を高める方々等みたいな、むしろ事業者ごとに振り分けるとかそういう優遇措置でもしない限り、やはりそこは足元ビジネスなので、リスクばかり背負わないのではないかと思うのですよ。

そういう観点からすると、今回のこの短期的施策としての上限価格撤廃とかっていうのは、金子さんのご説明のような、積極的な投資や、挑戦の方に向くかというところが、やっぱり片手落ちと言っては大変失礼なのですけれども、そこだけではそっちに行かないのではないかというふうに思ってしまうが、いかがでしょうか。

○細田座長 撤廃するわけではないですね。

○岡野委員 撤廃というと大げさですね。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 上限価格を、現在の厳格なものから、状況を踏まえた適正なものに変えていくということですけれども、上限価格についてはですね、おっしゃる通りというか。いろんなことをやらないと、より品質を高めていくということに、リスクを取るというか、チャレンジする人が出てこないというのはおっしゃる通りです、短期的なこの取組だけではですね。なので、令和9年度以降に動静脈連携枠を作る、優先枠を作つて、そこが優遇されるという世界を見せながら、足元でやると。上限価格とか総合評価とかという短期的なことはやっていくことだと思いますし、三牧課長もおっしゃった通り、容リ制度だけじゃなくて、プラスチックの資源循環の全体で、いろんな製品由来のもの、産廃由来のものを含めて、どういう風に高度化していくか、回収からリサイクルの流れとか、あるいは出来たものの、再生材の価値をどう消費者に伝えていくかとか、そういうことも含めて考えていかなければいけないのかな、という風に思っています。

○細田座長 私の理解ですと非常に苦労しなければいけないのは、競争を担保して将来を見据えた上でおっしゃったように、質と量の向上を図ることが当然重要。それは今も短期でもそれが必要で、どこでどうそれを措置するかという問題なのですよね。

それで1つ安定枠をなくしてですね、その辺競争がおそらく向上するであろうという見通し。

でも一方で、長期的に発展成長して、質の向上を保つためには、再生事業者さんも、今までのよう

キツキツの状態だと、これは投資もできないだろうということで、その成長性も含んでやはりその点、上限価格をどうするかということもご苦労されて考えて、物価調整も考えて将来につなげたいということですね。

短期と長期では一応苦労してつなげているのだなというのが私の理解なのですね。ちょっとフォローさせていただきました。三井さん、今のやつはどうでしょう。

○三井委員 中長期でよろしいでしょうか。

○細田座長 はい。もう第2ラウンドなので結構です。

○三井委員 はい。私の方からはですね、リサイクル率の向上に向けてということで、これまた確認なんですけれども、2つの考え方が多くここで並立し合ってですね、ケミカルと材料のジョイントということで、これは技術的な問題とか価格の問題とか、こういうものの整合性が取れていけばですね、私どもも非常にいい話だという風に思っています。

その中で1つは、私たちも今作っている、製造しているペレットをケミカルリサイクルとジョイントして次の動脈側に引き渡すという考え方と、もう1つは残渣の中のPSとかPETをケミカル的な手法で抜き出して、何らかの利用にするとか、こういう解釈、この2つの二段構えという考え方でよろしいかどうかというのが1点です。

それと、私どももいろんな協会の中で、約20万トンのペレット等を扱っているのですけれども、この民間と民間の中でいろんな今実証実験をしませんか、とかですね、あるいはこういう提案がモノマー化しませんか、とかですね、いろいろな提案、声を耳にするようになってですね、そういう話をする機会が今後とも多くなっていくと思います。その時に、ある時はこっちに行かなきやいけないとか、ある時はこっちに行かなきやいけないとかっていう風になってしまふと、私どももどの方向に行ったらよいのだろうということは迷うことがあると思います。その時に、やはり私たちだけの力ではなかなか難しいところもあるので、国を挙げて情報共有をしていただいたりとか、あるいは指導していただいたりとかという支援もしていただければという風に思っております。以上です。

○細田座長 はい。この点についてどうでしょう。今回、第2ラウンドはもう一問一答でいきたいと思います。その間に委員の方に考えていただいて。

○経済産業省 資源循環経済課長 はい、そうですね。まあ我々にできる情報提供とか支援というのはしっかりやっていきたいというのが1つと、1つ目の方はですね、我々もジョイントのやり方っていうのを全て別に縛る気はないのですが、基本的にはケミリサが材料リサイクルの前に来るのではないかと思って、材料リサイクルの方が作ったものを、またマテリサにいくか、その使わなかつたものをケミリサにいくか。ただ当然分別とかうまくやれば、じゃあこの部分は材料リサイクルでやって、こっちはケミリサにというやり方もあるのかなと思うのですけど、そこは特段今のところ縛る気はないです。逆に言うと、多分そこをまたルール作りして、どういう風な入札の時にルールするかというのがあると思うので、またそこはジョイントの在り方があるかというのは、また現場の皆さんのお見を聞きながら考えていくべきだと思います。

○細田座長 環境省はどうでしょう。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 2点目についてはおっしゃる通り、動静脈連携で目指していくような、製造側にどのようにペレットを持っていくかとなると、今登録されている事業者、数十社、それぞれがそれぞれの製造メーカーと話をして、どこに売るのが適切かということをやるのが本当に効率的なのかというのはあると思います。そういうノウハウというかマンパワーというかというのはもちろんそうですし、一社で抱えるペレットの量は、いろいろいらっしゃいますけど、ごくわずかで、そういう大手のサプライチェーンに入ることができるのかという問題もあると思うので、そこもよく考えながらですね、今

和9年度以降の設計をしないといけないという風に思っております。

○細田座長 はい、ありがとうございます。特に三井委員の第1番目の問題は、これから制度設計を考えるときに、どう評価するのか、つまりペレットをケミとジョイントするのか、あるいは残渣をするのか、2つかなり性質が違うものが多分いろいろ今後出てくるわけですね。1社内でケミとマテやっているとか、多分そのやり方も他と違う。それをどういう形で評価して、量を取れるようにするか、さっきのこれも効率性と成長機会という両方の問題があるので、この辺もよくお考えいただきたいと思います。三井委員ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。松本委員どうでしょうか。

○松本委員 今のお話で、三井さんずっと質問していただいた、1つの件なのですから、ペレットはいわゆる再商品化した製品になっていて、すでにもう廃棄物ではなくなっているという認識です。それをケミカルに使うということになると、いわゆる有償商品をケミカルが買って使うってことになると思うので、これはまたリサイクルとはちょっと違う世界になっちゃうのではないかって個人的に思いました。やっぱりその残渣が今出てきている、マテリアルで出てきている残渣ですね、PSとかPPとかPETとか、それはケミカルで製品に変えられるものであれば、確かにそれを我々が引き受けて、まさに我々が再商品化するっていうのは、なんなくリサイクルという観点ではあってるのかなという感じがしてて、まさに定義そのものなのですけれど、その辺はごっちゃにならないように考えた方がいいのかなという風に感じながら聞いていました。

その一つ一つが、じゃあどういう品質だったらしいとか、いろいろ課題はそれ以上にまだありますけれども、まず考え方としては統一していただきたいなという風に思います。

○細田座長 はい。まさにおっしゃるとおりで、私は評価という言葉を使ったが、定義と評価、どこまで範疇・境界領域を設定するのかということは、これが決定的になってしまいますので、この辺議論させていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

他に、吉岡委員お願いします。

○吉岡副座長 はい、今のところとオーバーラップする部分があるかもしないのですが、実は動静脈連携とか、あるいはそこの連携が大事だよというのは、私20年ぐらい前からですね、どちらかというとケミカルリサイクルの観点からこの言葉をずっと使っていたのですけれども、その意識は、原料をちゃんと、いろいろな各産業側の方に供給する必要がありますよねということでの動静脈連携だったのですね。ですから、どちらかというと、動脈側の意識というのは石油精製であったり、あるいはケミカル・石油化学メーカーであったりとかというのを強く意識していたのですが、最近よく使われる動静脈の「動」という部分は、いわゆる組み立て産業であるとかですね、そちらの方の「動」という使い方が非常に多くなってきているかなとなって、そこが多分いろいろ動静脈といったときの混乱の原因の1つのかなという風には思っています。

その時に、短期的に質の観点で見たときに、やはりそこを担保しますよというような場合に、恐らくこの中の動静脈連携を意識しているその質というのは、具体的に言っちゃいますと、わかりやすく言っちゃいますけど、自動車であったり、家電であったりとかですね、そういうような産業のところへの持っていくための品質を高めたいというのが、かなり強く意識されているのだろうと、そういう理解であります。

同じようにペレットを作つてですね、言葉悪いですけれども、そういう自動車であるとか家電であるとか、かなりその品質を要求される産業側じゃないところで何かしらのものを成形していくときのペレットがあればいいよといったときの質というのと、だいぶ違つてます。でも、ペレットを作つて、それを何かの製品にして市場に出していくって言った途端に、そこも動脈という意味合いになってくるというのがあるので、その辺の整理というのは、恐らく今後必要になってくるのかなと。それが質とどういうふうに関係している

のかなというところは、この短期的な部分と、中長期的なところでの結びつきとして大事なポイントだらうなという風に意識をというか、改めて認識したと言ったらよろしいでしょうか。そんな感じだと思います。

ですので、今回短期的にその質というのをどうやって確保するのかというときには、やはりその中長期的なところの意識というのをどの辺に置いているのかということで、総合評価であるとか、そういうところの解釈の仕方、あるいは使い方と言ったらしいでしょうか、そこに工夫が出てくるのかなという風に感じていたというところあります。もし何かその辺であれば、どうでしょうか。

○細田座長 そうですね、どうでしょうか、経済産業省。改正資源有効利用促進法もめでたく、これから実施されますし、それを後押しとして質の問題は不可欠な問題でありますね。どうでしょう。

○経済産業省 資源循環経済課長 そうですね、本当に質の問題、非常に今ご指摘いただいた、なかなか悩ましいところも非常にあります、本当に確かにペレットも作ったらもはや動脈、製品であればメーカーといいますか、そちらに入ってくるところもあると。

ただ我々としては、今回改正資源法の考え方としては、GXを進めていく上で、原材料となるべくバージンから変えていくというところなので、まずはそこを特に今、あげていた自動車とか家電に優先して回したいというのは、我々の法律の考え方からはあまり来ないのかなと思うので、そこはリサイクラーさんの技術とか、あとは地理的な、やっぱりあまり遠いところにユーザーがいても、運ぶだけでいろいろコストがかかってきちゃうと思うので、その辺り我々も地域ごとにどういう廃棄物があって、リサイクルできそうなものがあって、どういうところにユーザーのニーズが落ちているかというのは、そういうところもしっかりと見ていかないといけないのかなと思っていますというのが1つと、その上で、欧洲とかのいろんなルールの中で、また自動車業界がそういう再生プラが欲しいとか、そうした産業再生策の観点でも出てくるとは思うので、その辺もですね、当然我々も同じ経産省の中なので、ある程度対応していかないといけないとは思うのですけれども。

そこは本当に、まさにただ優先度としては、まずはしっかりと、この分野に特に回すというよりは、リサイクラーさんが比較的戻しやすいところをしっかりと我々もまず実現していくというのは、我々としては優先すべきなのかなとは考えております。

○細田座長 環境省どうですか。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 はい。中長期の話は三牧課長のおっしゃった通りですね。

松本委員もおっしゃった、ペレットをケミカルに販売するという、これがマテとケミのジョイントなかつていうと、そこは制度上どう扱うかというのは、議論の余地があるかと思います。現状はペレットを作る材料リサイクラーがペレットを作り、基本的にはそれを成形するメーカーに引き渡すと、販売するということがルールになっていると思うのですけど、そこがケミカルに今売れない状況にルールとしてはなっていると思うのですけど、そのルールを変えればできることはできるので、それも含めていろんな組み方のパターンはあると思うので、それに応じた制度設計というか適切な措置が必要になってくるのかなと思います。そこはいろいろな、世の中のどういうことをやっているかっていうのを見ながらですね、柔軟に考えていく必要があるかなと思います。

○細田座長 はい、わかりました。今の点は、先ほどの三田委員のコメントとも関わっていて、バリューチェーン全体で考えないと質の向上っていうのは、例えばコンパウンダーさんをどうするかですかですね。質のいいコンパウンダーさんが噛むことによって質が向上するとか十分あるので、その辺のことも考えながら、質と動静脈連携の話は、今すぐここでは決まりませんので、今後慎重な議論をしていただきたいと思います。それでは柳田委員どうぞ。

○柳田委員 ありがとうございます。今の議論、吉岡先生のご指摘にも感じるところがありました。

短期で足元の課題を改善するっていうのと中長期っていうのは、もちろん運動はなきやいけないのですけれども、やっぱり考え方として本質論がちゃんと入ってこないといけないのでないかなという風に思っています。

ちょっと例ですけども、トイレタリーの需要家というのは、食品もそうだと思いますけれども、容器包装のリサイクルをやるときに、今品質が安定しているだとか、トレーサビリティが取りやすいとか、そういうのを前提に、PIRを活用している例が結構多いです。

ただPIRってそのビジネスの本質から言ったら、端材だとか、切り替えロスだとかですね、こういったところというのは、CO2の削減も含めて、ミニマム化を本来すべきところで、ビジネス上はこれゼロにするというのが本当なのだと思います。そういう意味だと、やっぱりプラスチックの本来の用途・便益を世の中に問うてというか、流通してですね、それを回収再生するっていう、PCRをどうしていくのかっていう話が本質なんじゃないかなと思っていて、そうすると容り法ってものすごく重要なってところにいくわけです。

だから、容り法をしっかり作っていくところ、今あるPCRの法律をうまく資源循環に適用させていくというのが、ものすごく重要ななと思っています。

そういう意味で、前回ですけども、EPRの本質って言うのですかね、そういうところで、水平リサイクルというのをちゃんと優先した方がいいのではないかというふうに申し上げたということです。

水平リサイクルをしっかりやるとなると、今度は食品なんかが、今だとすごく難しいので、だからケミカルリサイクルをしっかり入れていってほしい、というご提案をしたつもりだったんです。そういう意味だと、今回頂いた中長期の方は比較的そこをサポートしていただける、そういうあの施策になっておりますので、すごく歓迎なのです。これから議論でも細かいのがいろいろ出てくるのでしょうかけれども、その本質を持ちながら、今言ったように水平リサイクルをやるとか、そういう目的というのをですね、きっちりこう示しながら、この制度っていうか、その乗り継ぎ方、それから成長の仕方、成功への道筋を作っていくのがいいのではないかと私は思っています。

○細田座長 はい、ありがとうございました。まさにそれはそうですね。何かコメントありますか。

○経済産業省 資源循環経済課長 まさにおっしゃるとおりで、当然水平リサイクルで、ものに戻っていくのが、素材的には一番いいと思うので、それを確かに基本に考えながら、それが難しいところをどうカバーしていったり、他の用途に流していくかという考え方を確かに政府としてもやりやすいかなと。ちょっと我々もそういう考え方をうまく取り込みながら考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○細田座長 環境省いいですか。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 はい。役所側も、様々な自治体や市民とか含めてですし、国として今回こういうまとめをして、中長期的には資源循環に向けてという大きな方向性を、メッセージをこれから出していくということが必要だと思いますし、そういう中でも特定事業者さんの中でも、それぞれの業界の中でそういうメッセージを各社の中に広めていただけるとありがたいなと。

そこは総力戦だと思いますので、皆さんそれぞれの立場で、そういう方向性を意識したものであるということを、理解浸透を深めていくということだと思います。ありがとうございます。

○経済産業省 資源循環経済課長 一昨日、設備メーカーさんが集まるところで講演して話をしたら、もうPIRなんてほとんどないからということで、確かに言われたのでね。ほとんどないからとすごい言われましたので、おっしゃるとおりだと思います。

○細田座長 彼らの矜持かもしれませんね。水平リサイクルもよく考えてみると、いろいろなタイプとか、狭義の、例えばPETボトルはPETボトルに還る、それでももしかしたら使用済みPETボトルが一部入っているものがあるかもしれない。天然素材とミックスしているかもしれない。本当に純粋に100%PETボトル to PETボトルかもしれないし、マスバランスで、例えば今30程度%ですよね。そうすると、本当の

水平リサイクルって何なのか、それが望ましいのかも含めて、より高度な質の高いリサイクル、例えば自動車の部品のプラスチックが自動車に戻ったけれど、インパネが緩衝材に戻った場合は、それらはどういうリサイクルになるか、いろんなタイプがあると思うのですね。それはやはり動静脈連携で質の高いといったときには、説明責任のつく形でプロセスを進めていかないとまずいと思うので、その辺よろしくお願ひします。

それでは金澤委員、どうでしょう、第 2 ラウンド。

○金澤委員 はい、ありがとうございます。私からはですね、いわゆるプラ新法に基づきまして、製品プラスチックの分別・回収・リサイクルが全国的にも進んでおります。それに基づきまして、認定事業者ルートではなくて、容り法ルートで全国の市町村がプラスチック製品についてもリサイクルを進めているというような状況の中で、今回の容り法の入札の検討会の中で、そうしますと総量が相当増えるということで、それに対応できるのか、そういったところも疑問に残るのですが、その辺のところはいかがなものかお聞きしたいと存じます。

○細田座長 はい、これはどうでしょう。技術的な質問ですね。大臣認定じゃなくて 32 条ですかね。それですいぶん増えているということで、藤沢市なんか 33 条なのかな。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 藤沢はそうですね。市町村は製品プラ含めて、あるいは容器包装も新しくやろうというところが増えてきていますので、徐々に回収量が増えてきています。今後も回収量が増えていくということをしっかり見せることで、リサイクラー側の投資も促すということになるとは思います。

また、今回の制度改正をしたから絶対に処理能力が増えていく、という説明はなかなかできないわけですけども、そういう方向性を促していくということで、上限価格の適正化であったり、総合評価制度の見直しによって、能力・やる気のある事業者がその仕事ができるという世界になる、そういう世界を作っていくということになると思っていますので、そういう意味で投資を促していくということになるかなと思っています。

○金澤委員 ありがとうございます。

○細田座長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、どうぞ。

○岡野委員 度々すみません。この動静脈のところで今議論でいろいろ出たので、ここに関して 2 点だけちょっとお話をさせてほしいのが、1 つはやはり我々特定事業者の立場からすると、従来はやっぱり廃棄物行政として EPR の観点で、しっかりと余分に最終処分場のところの問題にケチをつけないためにも、供託金とかを積極的に払わなければならないという義務に近い目線であったものが、今度再生利用をして、水平に近いものとか、異業種とかの方でもご利用いただくといったことは、僕は個人的には賛成ですけれども、仕組みとして従来の目的と何ら変わらない形で供託金を増やしながら、そこでいろいろ検討したものを他のところに売っていくという形になってしまふと、非常に見え方としては、前回の言葉でいうと心穏やかでないな、というところはやっぱりありますというところは、何らかのご配慮・工夫というのをぜひお願いしたいというのは 1 点。

それから、今度プラスチックの排出事業者という立場ではなくて、再生材の利用事業者という立場で考えた場合には、競合品が今度はバージンであれ外国品であれというところと、どう競争しながら優先的に国内再生品を使うのかという、こういう問題になってくる。だからこそ、書いていただいたインセンティブなんていうのは非常に重要なのですけれども、従来と決定的に違うのが、購買元は調達になりますので、競合品が存在する中でのインセンティブというところを考えないと実現しないというところは、是非ご一考いただきたいなというのをこのページに関しては申し上げたいなと思います。

○細田座長 はい、この点どうでしょう。

○経済産業省 資源循環経済課長 これも尤も、おっしゃるとおりだと思います。バージン材と再生材、今質も量も価格も厳しいというところでありますけど、それを基本的にはビジネスベースで再生材に持つていけるように、しっかりと検討していく言いながら、やっぱり足元ですね、なかなか厳しいので、ちょっとそこはですね、今回高市さんになったり、経済安全保障とか、その辺の観点ってよく我々も言われるんですけども、施策としてはなかなかリンクしないところもあるので、ただそれですっとビジネス度外視して、例えば支援とかやったとしても続かないと思うので。ただ、立ち上がりのところ、まさに鶏が先か卵が先か、供給が先か需要が先かというところで悩ましいところで、うまくそういうのも理由も使って、我々も比較的強い措置を打っていくことで、再生材とバージン材の価格差みたいな何とかするっていうのも考え方としてはあると思うので、ちょっとその辺はまた現場の調達の方々と意見も聞きながら、最終的にはやっぱりビジネスで回したいというような思いではあるんですけども。なかなかそれが短期的にできるかというところはまた別問題だと思っているので、そこはまた引き続き意見交換させていただきたいと思います。しっかりとやっぱり結果につなげたいと我々としても思っております。

○細田座長 環境省どうですか。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 大丈夫です。

○細田座長 今のってやっぱりおっしゃるとおりすごく難しいところがあって、そんなエレンマッカーサーとか EU 委員会のいうような簡単な問題じゃなくて、実際 ELV 規則もちょっと腰砕けになってきますよね。

そういうような状況というのは、やっぱりリアリティを反映しているのであって、そこをやっぱり考えておかないと、つまりリアリティですね。難しい面があると思うのですけど、ただこれ進まざるを得ない方向でもあるので、慎重にまた大胆に議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それで私の意見を言わせていただきます。実は今皆さんがあっしゃられたこととほぼ重なってしまうのですが、2 点が重なっていますね。

1 つはですね、容り法の枠内で入札制度を見直しなのですけれども、持続可能性と言いますか、この場合は特に私が注目したいのは、特定事業者さんも、再生事業者さんも両方が何て言いますかね、ちゃんとこの仕組みの中で仕事ができるような意味で、表現の仕方難しいのですけど、そんな簡単なワインワインはないと思うのですけど、ロスロスにならないような形で、まあここで納得してやっていけるなということです。これが担保できないと、さっきの上限価格の問題もそうですけれど、片方だけがロスになってしまったのでは、これはサステナブルではないので、特に先ほど金澤委員のご指摘ありましたように、プラ新法 32 条で増えてどんどん増えていった場合ですね。それで対応できるためには再生事業者さんの能力も増えなきやいけないけど、投資環境が全くないよということでは困るので、そこはやっぱり考えていかなきやいけないです。一方で、特定事業者さんの負担ばかりが増えるっていうのは、従来型で本当にいいのかということがありますので、そこはストライクゾーン狭いと思うのですけど、是非ここはきっちり議論をしていきたいなと思っています。

それと関連するのが、中長期の制度の安定性、つまりそれと競争の効率性の担保ということで、やっぱり制度に守られた容器包装のリサイクルなのですけど、やっぱりそこに競争を入れていくという難しさがあって、そこは今回安定枠の見直しということで 1 つ担保されている。それを長期にも繋げるという、それができていれば、やはり将来として価格も下がってくるかもしれないですし、特定事業者さんの負担も下がってくるかもしれない。それは競争と長期の成長の両立ということをうまく図っていただきたい。難しいですけど。2 点目です。

3 点目はですね、やっぱり理論的にきっちりさせておかなきやいけないなと思うのは動静脈連携の話で、私の理解だと容器包装リサイクル法の建付けってそこまで考えてなかったと思うのですよね。今回どこまで対応するのか、政省令の変更で対応できるのかどうなのか。全体の建付けを変えることは多分で

きないと思います。国会で決まったことですので。それで大丈夫なのかなという不安が、一抹の不安がありますので、その整合性だけは絶対に担保していただきたい。容りの基本理念とあった形にこの動静脈連携がなっているかどうかということです。

それともう1つは、必ず言われるのは、プラ新法でなぜやらないのだと。33条って話もありましたけど、私の理解が間違っているかもしれないんですけど、39条も多分動脈側と静脈側の連携になっているよねっていう気がするんですけどね。だったらどうしてそっちのプラ新法っていうのは、全体の、もう作った時からバリューチェーンを、これは私がこんなこと言ってはいけないのですが、プロダクトチェーンを考えてやっているので、それでなくて容りって言ったときに、そこでやっぱり説明責任の正当性をきっちりつけておくことだと思う。まあ皆さんだから、経済産業省・環境省だから大丈夫だと思いますけど、その辺だけはしっかりしていただきたいと思います。

私から3点、いかがでございましょう。

○経済産業省 資源循環経済課長 そうですね。どの点も本当に重いお言葉だと思っています。

1つ目ですけど、まさに特定事業者と再生事業者の片方がロスになって片方が得するみたいな結果になると、なかなか続いていかないというのもおっしゃる通り。しかもおっしゃる通り、ストライクゾーンは本当に狭いとは思うんですけど。今回もですね、確かに安定枠なくして上限価格を適正にするけれど、今までやっぱり我々もどちらかというと経産省は特定事業者側に立って、厳しめの上限価格をやっていたという、それはそれで1つ我々も経産省のスタンスとしては意味があったかなと思いつつも、やっぱり逆に再生事業者さんの方が将来投資に回す余力がなかなかないというところ、その辺は今回まさに環境省さんと一緒にやって、短期的な1年、2年のところはですね、どっちが結果的にはプラスになったマイナスになったというのはあるかもしれないんですけど、やっぱり中長期のところでお互い両方ともですね、プラスに持っていくっていうのは大事だとは思うので、1年2年のところ、我々もどういう結果になるかっていうのは完全には予測しきれていないのですけれども、少なくとも中長期の、中長期と言っても、3年、4年、5年ぐらいのところでは、やっぱりお互いやってよかったですねという形には絶対持っていくたいなと思うので、今回は今回で一回見直しの方向性というのは1つ決めながらも、今後も引き続き、先ほど細田先生から柔軟性という話もありましたけれども、ここは引き続き緊張感を持ってこの制度をどういう風に動いていくのかを見ながら、それに応じてはまたちょっと見直しというのもしっかりと考えていただきたいと思っております。

競争性のところですね、これもですね、足元、安定枠を外すというところで、長期にもどう繋げていくかというので、一方で一部の企業だけはすごい強くなっちゃって、結果的にはですね、どんどんあの寡占とか独占になっちゃうとですね、結果的に競争がなくなっちゃうみたいな感じになると思うので、その辺はですね、またこの制度を変えるだけではなくて、結果的にマーケットがどうなっていくかというのも、これもしっかり見ていかないといけないかなと思っております。引き続き、これもご議論させていただければと思っております。

最後ですね、確かにプラ新法という選択肢もあると思うのですが、冒頭全体の中でのご説明をさせていただきましたけど、容り法のところがですね、トップランナーというか、やっぱりここでまず動静脈との連携というのをですね、どういう形で進めていくかというのを、我々としても試験的にというとあれですけど、大事な我々がもう長く続けてきている制度もあると思うので、そこでしっかりとまずはやっていきたいというところが、1つ目かなとは思うのですけれども。

細田先生がおっしゃったように、やっぱりその建付け全体の理念との整合性、それは当然我々も法律のですね、趣旨と離れたことを勝手にやるというのは、当然法治国家ではできないので、その辺は改めてしっかりと、どうしても役所って一回こうやることが決まるとそればっかり見ちゃうところがあるので、そ

そもそもこの制度自体が本当に何のためにあるのかというところは、しっかりとまた改めてしっかりと認識して進めていきたいと思います。ちょっとまたご相談させていただこうと思います。

○細田座長 それでは、環境省お願ひします。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 はい。細田座長おっしゃる通り、容り法はなかなかガラス細工というか、難しい関係性の中で成り立ってきた歴史がありまして、最たるところはこの入札制度に集中しているわけでございますけれども、そういうちょっと難しい関係性の中で、今の足元において、特定事業者さんもいかに再生材を使っていくかということを考えていくフェーズになっていて、こういう前向きな議論もできているのかなという風に思いますので、その機運をうまく制度的にもそうですし、容りだけじゃなくてですね、いろんな支援を、経産省・環境省両方やってきてますので、そういうものも駆使しながら、ちゃんと将来的にリサイクラーが製造業の一員として入っていって、高い価値をつけて売っていくという世界になるように持っていくかいいといけないかなと思っています。そこは本当にナローパスではありますけれども、そういうことを目指しながらやっております。

あとプラ新法じゃなくて何故というのは、現状の施策で言うと、認定を取ってやりたい人が効率的にやれるようにするというのが自主回収の、プラ法の認定ですけども、現状はさっき柳田委員もおっしゃっていましたけれども、容器包装がこのリサイクル法によって安定的に毎年量が回収できているというところですので、ここの仕組みをいかに効率的に、質も上げていくかということを考えていくことが一番の近道なのかな。まあ遠いのですけども、そこをやらないとなかなか量も取れないのかな、という風に思いますので、まずは容りの中で考えていくことで、こういう検討会をさせていただいていると思います。プラ法も今の運用を含めて、あるいはその制度も含めて、これでいいのかという議論はもちろんありますので、特に排出事業者の方ですかね、48条の方ですけれども、先ほど工程の端材はもうないよという話がありましたけど、工程の端材はなかなかないのかもしれないんですけど、しっかりと工場で分別すれば出てくるものがいっぱいあると思うんですね。そういうところを地道に進めていく、量を稼いでいくことで、今できている商流はなかなか変えられないかもしれないんですけど、新しく出てくるものを掘り起こして集めていくことで国内循環させていくということも大事じゃないかなという風に思っております。そういう全体像で進めていければなと思います。

○細田座長 ありがとうございます。非常にそのエンカレッジングというか、今のご意見、容りの入札の見直しがこのポイントなのですから、一方でプラスチック資源の全体像、まさにプラ新法もそうなのですから、建設現場でも先進的だからかなりプラスチック分別やっているし、いいものが取れるかもしれないですね。でもおっしゃるように、本当にそういうところで全体像を把握しながら、やっぱり伸縮的に見直していくということが大事なのかなと、奇しくも私もよく言うんですけど、霞が関が作っちゃうと本当にガラス細工なのですよね。直そうと思うと直せないとかね、周辺環境変わっているのに、今回それを直そうと思っているのですけど。

EU って結構いい加減じゃないですか。結構今回の ELV だって初めに言ったことと全部違ってくるとか、でもある意味でその理念はあるけど、フレキシブルに対応してくるという風に取れると思うので、常に全体感を保つというのは本当に大事だと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

時間がまだほんの少し残っております。最後にこれだけは言っておきたいということがあればいかがでございましょう。よろしいですか。

○細田座長 ありがとうございました。皆さんの様々な観点での多様な意見、本当に感謝でございます。プラスチック資源循環法もございますけど、容器包装リサイクル法の更なる発展は、これはもう不可欠ではないかと存じております。

本日の議論としては、政府案の方向性を大枠ではご理解ご納得いただけたと思っております。制度の

運用開始に向けて、経済産業省・環境省には、この方向性では非進めていただきたいと思いますが、いろいろご意見ありました。詳細もありますし、短期の問題が長期を縛らないようにということもあります。これは岡野さんがおっしゃっていますけど、効率性をちゃんと保つ、それでも成長性も保っていくという論点は非常に重要だと思いますので、そこは外さないでいただきたいと思います。

皆さんの複数の参加者のご意見がございました。まさに短期と中期の視点、それぞれが本当に繰り返しですけど、重要だと思います。この点に留意頂きながら、内容を検討いただいて、正案を作つていただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

どうもありがとうございました。それではですね、これで本日の議事を終了したところで、マイクを返しますので。ご挨拶ですかね、両省からよろしくお願ひいたします。

○経済産業省 資源循環経済課長 まずは本日も活発なご意見ありがとうございました。今回ですね、政府案としては、この制度を見直した政府案ですけども、我々の目標としては経産省にしても環境省にしても、動脈両方で、両方ですね、企業はしっかりと成長して、結果的に資源循環の取組というのは活発に起こるというところが最終ゴールでありますので、今回この案は通ったのは通ったとしても、やっぱりその結果として入札の結果とか、先ほど言ったマーケットの状況、リサイクル事業者さんの取組の状況、そういうところを引き続きしっかりと見ていきながら、最終的なゴールに向けて引き続き頑張っていきたいと思います。

なかなかですね、経産省の中でもこれだけ様々な業界の方と本当に喧嘩騒ぎ、この制度を議論するってなかなかない部署ではないかなと思うんですけど、それを我々としてもしっかりといい施策に引き続き繋げていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日ありがとうございました。

○環境省 容器包装・プラスチック資源循環室長 本日、前回も含めて2回のご議論大変ありがとうございました。申し上げたとおり、なかなか難しい位置づけの制度の中で、いろいろ共通解を見つけていくというのは難しい中で、非常に前向きにご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

ご議論いただいた方向性を形にしていきたいと思いますけども、引き続き、今日ご参加いただいた皆さん含め、いろいろな関係者の意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○事務局 本日はお集まりありがとうございました。これにて本日の検討会を終了したいと思います。

また、本日の議事録につきましては、後日事務局にて作成いたしまして、皆様にご確認いただくという流れになる予定となっていますので、よろしくお願ひいたします。検討会、これで以上になります。本日は誠にありがとうございました。

以上